



発 行 新 潟 県

第 30 号

平成30年4月17日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 432 包括外部監査契約の締結(行政改革・評価室)
- 433 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定(福祉保健課)
- 434 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届(福祉保健課)
- 435 肥料の登録(農産園芸課)
- 436 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 437 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 438 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 439 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 440 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 441 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 442 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 443 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 444 換地処分(農地整備課)
- 445 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 446 県営土地改良事業の工事完了(農村環境課)
- 447 基本測量の終了通知(監理課)
- 448 公共測量の終了通知(監理課)
- 449 公共測量の終了通知(監理課)
- 450 公共測量の終了通知(監理課)
- 451 公共測量の終了通知(監理課)
- 452 道路の区域変更(道路管理課)
- 453 道路の供用開始(道路管理課)
- 454 道路の区域変更(道路管理課)
- 455 道路の供用開始(道路管理課)
- 456 道路の区域変更(道路管理課)
- 457 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 458 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 459 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 460 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 461 歳入の収納事務の委託(建築住宅課)
- 462 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)
- 463 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)

公 告

大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課) 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)

選挙管理委員会告示

- 新 4 個人演説会等を開催することのできる施設の異動報告(選挙管理委員会)
- 5 個人演説会等を開催することのできる施設の指定及び指定取消報告(選挙管理委員会)

澙

告

県

報

◎新潟県告示第432号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。 平成30年4月17日

> 新潟県知事 米 山 隆一

- 1 包括外部監査契約の期間の始期 平成30年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 植草 寛

住所 新潟市中央区下大川前通4ノ町2230番地111

グランリーオ大川前503号

- 3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払、必要に応じ前金払

◎新潟県告示第433号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残 留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による ものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 隆一

名称	所 在 地	指定年月日	
さくら薬局	長岡市泉2丁目4-5	平成30年4月1日	
上越休日・夜間診療所	上越市新光町1丁目8番11号	平成30年4月1日	
医療法人社団さいとう眼科医院	上越市大町4丁目4-3	平成30年4月1日	
栗原医院	上越市大手町1番22号	平成30年4月1日	
五智歯科クリニック	上越市五智 1 -13-10	平成30年1月4日	
薬局・みやした直江津	上越市東雲町2丁目11番31号	平成30年4月7日 平成30年3月1日	
日本調剤 高田薬局	上越市とよば5番地		
すみれ薬局木田店	上越市木田 1 - 3 - 32	平成30年4月1日	
三之町病院(医科)	三条市本町5丁目2番30号	平成30年4月1日	
医療法人社団 池田耳鼻科医院	三条市一ノ門 1 -13-15	平成30年4月1日	

(医) たむら皮フ科クリニック	三条市東本成寺21-34	平成30年4月1日
三之町病院(歯科)	三条市本町5丁目2番30号	平成30年4月1日
齋藤デンタルクリニック	新発田市東新町4-8-18-7	平成29年12月25日
あい薬局 住吉町店	新発田市住吉町2-3-16	平成30年4月1日
エム・ケイ薬局 ひらさわ店	小千谷市平沢1丁目5番27号	平成30年4月14日
大熊内科医院	十日町市山本町1丁目801-2	平成30年4月1日
公益社団法人新潟県看護協会訪問看 護ステーションみつけ	見附市学校町1丁目5番42号	平成30年4月1日
あらまち調剤薬局	村上市安良町4-12	平成30年4月1日
医療法人社団六泉会 五泉六島クリ ニック	五泉市三本木2丁目8番14号	平成30年4月1日
鈴木調剤薬局	五泉市太田2丁目952	平成30年4月12日
コスモス調剤薬局	五泉市本田屋769-1	平成30年4月1日
医療法人厚徳会 まつむらデンタル クリニック	阿賀野市百津町9番36号	平成30年4月1日
訪問看護ステーション デューン阿 賀野	阿賀野市岡山町2-33	平成30年3月1日
五日町病院	南魚沼市五日町2375番地	平成30年4月1日
中条中央病院(歯科)	胎内市西本町12番1号	平成30年2月1日
中条調剤薬局	胎内市新栄町2-26	平成30年4月1日
聖籠町国民健康保険診療所	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山825番地	平成30年4月1日

◎新潟県告示第434号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項に おいてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり 廃止した旨の届出があった。

平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

名称	所 在 地	廃止年月日
新潟県厚生農業協同組合連合会 中条 第二病院	十日町市中条己2941	平成30年3月31日
訪問看護ステーションすまいる	三条市桜木町23-2	平成30年4月30日

林見薬局	糸魚川市大字能生7098番地4	平成30年4月1日
中島医院	燕市吉田堤町3番16号	平成30年3月15日

◎新潟県告示第435号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条第1項の規定により、次のとおり肥料を登録した。 平成30年4月17日

立じがり日を中土	MZ	.1.	隆	
新潟県知事	$\overline{\mathcal{X}}$	Ш	1)年	_

登録番号	新潟県生第422号		
肥料の種類	副産石灰肥料		
肥料の名称	卵殼石灰		
保証成分量	アルカリ分 55.0パーセント		
その他の規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他		
	の制限事項は公定規格のとおり		
生産業者の名称及び住所	有限会社みやけ食品		
	石川県七尾市千野町へ部18番		
登録年月日	平成30年3月23日		

◎新潟県告示第436号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により、魚沼市の魚沼市土地改良区の定款の変更を平成30年4月6日認可した。

平成30年4月17日

新潟県魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第437号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新潟市の新潟北土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成30年4月17日

新潟県新発田地域振興局長

1 就 任

理事	新潟市	北区嘉山1丁目5番10号	加藤	豊		
			(理	事長)		
"	"	北区笹山2560番地	仲川	信吉		
IJ	"	北区太田2110番地	金子	精一		
IJ	"	北区鳥屋201番地	渡邉	博務		
"	"	北区高森新田1258番地	豊島	平一郎		
IJ	"	北区新崎1丁目3番31号	中川	喜吉		
IJ	"	北区内沼877番地	平井	正廣		
IJ	"	北区山飯野482番地	相馬	富男		
IJ	"	北区太田715番地	山田	進		
]]	"	北区笠柳951番地	机刈	勝彦		
IJ	"	北区岡新田159番地	伊藤	和重		
]]	"	北区長戸呂831番地	渡邉	豊		
IJ	"	北区下土地亀266番地1	登石	春雄		
監事	新潟市	北区浦木1146番地	曽我	権次		
IJ	"	北区葛塚2418番地1	小川	竹男		
"	"	北区下大谷内309番地	本間	松		
就任年	就任年月日 平成30年4月1日					

2 退 任

理事	新潟市	北区嘉山1丁目5番10号	加藤	豊
			(理	事長)
"	11	北区大瀬柳3512番地	大髙	重憲
"	"	北区長場1816番地	曽我	直樹
"	"	北区下土地亀138番地	小林	重雄
"	"	北区高森新田1258番地	豊島	平一郎
"	"	北区内沼877番地	平井	正廣
"	"	北区山飯野482番地	相馬	富男
"	"	北区太田2110番地	金子	精一
"	"	北区太田715番地	山田	進
"	IJ	北区笹山2560番地	仲川	信吉
"	"	北区鳥屋201番地	渡邉	博務
"	IJ	北区笠柳951番地	帆刈	勝彦
"	"	北区新崎1丁目3番31号	中川	喜吉
監事	新潟市	北区浦木1146番地	曽我	権次
"	"	北区葛塚2418番地1	小川	竹男
"	"	北区下大谷内309番地	本間	松
退任	年月日 3	平成30年3月31日		

◎新潟県告示第438号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、村上市の一部を受益地域とする県営高根川沿 岸地区農業用用排水施設整備(基幹水利施設ストックマネジメント)事業計画を定めたので、関係書類を次のと おり縦覧に供する。

平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 降一

- 1 縦覧に供する書類の名称 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成30年4月18日から平成30年5月18日まで
- 3 縦覧に供する場所 村上市役所
- その他
 - (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内 (以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる 場合がある。

- (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて
 - ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知 った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表す る者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。
 - イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査 請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
 - ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年 を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求をした場合に は、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業 計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第439号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営畔屋地区

区画整理・農業用用排水施設整備(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成30年4月18日から平成30年5月18日まで

3 縦覧に供する場所

柏崎市役所

- 4 その他
 - (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内 (以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる 場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査 請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年 を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第440号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営伊勢平 治地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震対策ため池防災」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとお り縦覧に供する。

平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間

平成30年4月18日から平成30年5月18日まで

- 3 縦覧に供する場所
 - 十日町市役所
- 4 その他
 - (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内 (以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる 場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査

請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年 を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第441号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営城之古新開地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
 - 平成30年4月18日から平成30年5月18日まで
- 3 縦覧に供する場所
 - 十日町市役所
- 4 その他
 - (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内 (以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる 場合がある。

- (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて
 - ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。
 - イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査 請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
 - ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年 を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第442号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成30年4月17日

新潟県知事 米山 隆一

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
杉沢	農用地保全施設整備(ため池等整備「震 災対策型」)事業	見附市	平成30年3月8日

◎新潟県告示第443号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
阿賀津川地区	農業用用排水施設整備(かんがい排水「集積型」)事 業	阿賀町	平成30年3月26日

◎新潟県告示第444号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、新潟市及び燕市を地域とする県営区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業羽黒地区に係る換地処分をした。

平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

◎新潟県告示第445号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第1項の規定により県営区画整理 (経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」)事業に係る換地計画を定めたので、平成30年4月18日から平成30年5月18日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	上岩田	換地計画書の写し	長岡市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

- (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から 起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取 消しの訴えを提起することができる。
- (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1) (審査請求をした場合には(2)) の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第446号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

地区名	事業名	市町村	完了年月日
霧出	区画整理·農業用用排水施設整備(中山間地域総合整備)事業	関川村	平成 30 年 3 月 26 日

◎新潟県告示第447号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 作業種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)

基本測量(国土広域情報 修正)

- 2 作業期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 作業地域 新潟県内全域

◎新潟県告示第448号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事(魚沼地域振興局長)から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量(県営畑地帯総合整備事業(担い手育成型) 舟山地区(全換地区)確定測量)
- 2 作業期間 平成29年7月24日から平成29年12月21日まで
- 3 作業地域 魚沼市吉水ほか地内

◎新潟県告示第449号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事(魚沼地域振興局長)から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業(農業生産法人等育成型)小平尾地区(全換地区)確定測量)
- 2 作業期間 平成29年9月11日から平成30年3月8日まで
- 3 作業地域 魚沼市小平尾ほか地内

◎新潟県告示第450号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、六九地区土地改良共同施行代表から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量(団体営(非補助)土地改良事業 六九地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成29年9月12日から平成30年3月8日まで
- 3 作業地域 阿賀野市小浮、寺社、上江端地内

◎新潟県告示第451号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事(長岡地域振興局長)から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年4月17日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業 求草地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成29年4月28日から平成29年12月21日まで
- 3 作業地域 長岡市寺泊求草ほか地内

◎新潟県告示第452号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名田沢小栗山線
- 3 道路の区域

|--|

十日町市八箇字中ノ沢壬3番61から	新	14.0~34.0メートル	94.3メートル
同市八箇字中ノ沢壬3番61まで	旧	14.0~34.0メートル	94.8メートル

◎新潟県告示第453号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 田沢小栗山線
- 2 供用開始の区間

十日町市八箇字中ノ沢壬3番61から同市八箇字中ノ沢壬3番61まで

3 供用開始の期日 平成30年4月17日

◎新潟県告示第454号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名横畑高田線
- 3 道路の区域

<u>X</u>	間	新旧の別	敷	地	\mathcal{O}	幅	員	延	長
上越市大字上綱子字合ノ谷15.	22番1から	新	5.5~	-42. <i>4</i>	1メー	-トル	,	145.6メート	ルル
同市大字上綱子字釈畑ケ1055	番3まで	坦	5.5~	-27. 2	2メー	-トル	,	150.0メート	ルル

◎新潟県告示第455号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 横畑高田線
- 2 供用開始の区間

上越市大字上綱子字合ノ谷1522番1から同市大字上綱子字釈畑ケ1055番3まで

3 供用開始の期日 平成30年4月17日

◎新潟県告示第456号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。 平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土口谷浜停車場線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地	也 の	幅	員	延	長
	新	6. 6~8.	0メー	トル		203. 1メー	トル	
上越市大字小池字大田51	番3から							
同市大字小池字大田4番	大字小池字大田4番1まで	旧	(A) 6. 0	~8.0)	メート	ルル	240.0メー	トル
		IΗ	(B) 6. 6	~8.0	メート	・ル	203. 1メー	トル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第457号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類 上越都市計画道路(上越市決定)

名称 3・4・5号 御幸町本町線

3・4・6号 安国寺塩屋線

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第458号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類 上越都市計画地区計画(上越市決定)

名称 下門前·富岡地区地区計画

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第459号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類 上越都市計画地区計画(上越市決定)

名称 戸野目地区地区計画

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第460号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

県

報

平成30年4月17日

新潟県知事 米山 隆 -

1 変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類 上越都市計画地区計画(上越市決定)

名称 下吉地区地区計画

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第461号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納事務を次のとおり委託した。 平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 委託した事務

新潟県営住宅条例(昭和35年新潟県条例第6号)第18条及び第57条に規定する県営住宅使用料及び駐車場使用料の徴収に係る未収金のうち一部の未収金の収納事務

2 受託者の氏名又は名称及び住所

弁護士法人 バンビル法律事務所

新潟市中央区医学町通2番町74番地 バンビル801号室

3 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

◎新潟県告示第462号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。 平成30年4月17日

新潟県佐渡地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

平成30年3月30日

3 指定道路の位置等

位置	幅員 (メートル)	延長(メートル)
佐渡市中原字蛭田339番の7の内、	4.50	18. 56
339番11の内		

◎新潟県告示第463号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。 平成30年4月17日

新潟県新潟地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

平成30年4月5日

3 指定道路の位置等

位	置	幅員 (メートル)	延長(メートル)
五泉市寺沢四丁目	1070番1の内、	6.00	75. 20
1071番1の内、1	072番1の内		

公告

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 - 名 称 上越ウィングマーケットセンター

所在地 上越市大字富岡字塚田256番地

設置者 株式会社エイト 他7者

- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - ア (変更前)株式会社エイト 代表取締役 山田 真砂美

(変更後) 株式会社エイト 代表取締役 茶圓 光彦

イ (変更前)株式会社エイト 代表取締役 茶圓 光彦

(変更後) 株式会社エイト 代表取締役 勝 孝一

(2) 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 合同会社シェア 東京都目黒区平町二丁目17番20号

(変更後) 合同会社シェア 上越市大字富岡539番地 2 PATIO 2 階

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 株式会社エイト 他7者

(変更後) 合同会社シェア 他7者

- 3 変更年月日
 - (1) ア 平成27年12月14日

イ 平成29年6月12日

- (2) 平成29年6月9日
- (3) 平成29年6月8日
- 4 変更の理由
 - (1) 役員会で選出されたため
 - (2) 所有物件を管理するため
 - (3) 譲渡により退店したため
- 5 届出年月日

平成30年4月5日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業·地場産業振興課

(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成30年4月17日から平成30年8月17日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業·地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について (公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 イチコ直江津西店

所在地 上越市五智1丁目14番地

設置者 株式会社一小イチコ

- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前)(仮称) イチコ五智店

(変更後) イチコ直江津西店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 株式会社一小イチコ、未定

(変更後) 株式会社一小イチコ

- 3 変更年月日
 - (1) 平成30年4月2日
 - (2) 平成30年4月2日
- 4 変更の理由
 - (1) 大規模小売店舗の名称が正式に決定したため
 - (2) 小売業を行う者の一部を変更したため
- 5 届出年月日

平成30年4月6日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業·地場産業振興課

(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成30年4月17日から平成30年8月17日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、普通乗用車の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年4月17日

新潟県立吉田病院長 須田 武保

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量

普通乗用車(ミニバンタイプ) 1台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年8月31日 (金)

(4) 納入場所

新潟県立吉田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「車両・船舶類」に登載されている者であること。
- (4) 新潟県内に本社(本店)が所在する者であること。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-0242

新潟県燕市吉田大保町32番14号

新潟県立吉田病院 経営課

電話番号 0256-92-5111 内線320

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年4月27日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年5月8日(火)午前11時00分

新潟県立吉田病院 講堂

- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金 免除する。
 - (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の 規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす る

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について (公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、人工透析システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達はWTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成30年4月17日

新潟県立坂町病院長 鈴木 薫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量

人工透析システム 1式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年7月31日 (火)

(4) 納入場所

新潟県立坂町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「医療機器」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を 有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-3193

新潟県村上市下鍜冶屋589番地

新潟県立坂町病院経営課

電話番号 0254-62-3111 内線422

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年5月18日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年5月28日(月)午後1時15分 新潟県立坂町病院 2階講堂

- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金 免除する。
 - (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立坂町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他
 - ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
 - ② 詳細は入札説明書による。
- 6 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased;

Dialysis system [1]set

- (2) Deadline for bid submission
 - 1:15 P.M. May 28,2018
- (3) For more information, contact;

Department of Administration, Niigata Prefectural Sakamachi Hospital

*address : 589 Shimokajiya, Murakami City, Niigata

 $\mp 959 - 3193$

JAPAN

TEL 0254-62-3111 Ext. 422

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成30年4月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (m²)	指定内容 異動年月日
中之口こども園	新潟市西蒲区三ツ門	遊戲室	259. 52	平成30年4月1日
(なかのくち保育園)	59番地 2			

◎新潟県選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成30年4月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積(m²)	指定年月日
長岡市寺泊コミュニ	長岡市寺泊敦ケ曽根	多目的ホール	483. 00	平成30年4月6日
ティセンター	551番地	和室A及びB	69. 40	
		大研修室	148.00	
		会議室	62.00	

2 指定を取り消した施設

施設の所在地	種別	面積(m³)	指定取消年月日
長岡市寺泊敦ケ曽根	多目的ホール	483. 04	平成30年4月6日
番地			
	長岡市寺泊敦ケ曽根 551番地 長岡市寺泊夏戸2829	長岡市寺泊敦ケ曽根 551番地多目的ホール 和室研修室長岡市寺泊夏戸2829体育館	長岡市寺泊敦ケ曽根 551番地多目的ホール 和室研修室483.04 88.35長岡市寺泊夏戸2829体育館483.00